

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
会 員 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条に規定する会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員とは、東金市に居住する者及び地域福祉に関する活動を行う団体等で、本会の趣旨に賛同したものをいう。

(会員の区分)

第3条 本会の会員は、次のように区分する。

- (1) 一般会員（各世帯）
- (2) 賛助会員（役員・個人等）
- (3) 団体会員（福祉関係団体・事業者等）
- (4) 特別会員（企業・会社等）

(会員証)

第4条 会長は、会員に会員証を交付しなければならない。

(会費)

第5条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は年額とし、次の区分による。

- (1) 一般会員 1口 500円
- (2) 賛助会員 1口 1,000円
- (3) 団体会員 1口 3,000円
- (4) 特別会員 1口 5,000円

(会費の納入)

第6条 一般会費は一時納入とし、毎年9月末日までに納入する。また、賛助会費並びに団体会費、特別会費については、随時納入することができる。

(会費の減免)

第7条 会長は、会員に特別の理由があると認められたときは、会費を減免することができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和59年2月29日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。